

広島城三の丸整備基本計画

令和3年7月

広島市

【 目 次 】

第1章 整備基本計画策定の目的	1
1-1 これまでの経緯	1
1-2 整備基本計画の位置付け	2
第2章 計画地の概要	3
第3章 整備方針	5
3-1 基本構想における広島城全体・各エリアに関する基本的な考え方（コンセプト）	5
3-2 基本構想策定後の検討状況の変化	6
3-3 導入機能	6
第4章 施設整備計画	7
4-1 配置計画	7
4-2 既存施設等	9
4-3 整備計画	11
4-3-1 飲食・物販施設	11
4-3-2 多目的広場	11
4-3-3 展示収蔵施設	12
4-3-4 観光案内所	13
4-3-5 バス乗降場その他	14
4-3-6 アクセス	14
第5章 景観形成方針	15
5-1 景観形成の目標	15
5-2 景観形成方針	15
第6章 事業手法	16
6-1 整備・管理運営手法	16
6-1-1 整備手法	16
6-1-2 管理運営手法	18
6-2 概算事業費	19
第7章 事業スケジュール	20
第8章 事業化に向けての課題	21
8-1 国有地の無償貸付契約の内容を踏まえた事業条件の検討	21
8-2 関連事業（サッカースタジアム等整備事業、旧広島市民球場跡地整備等事業）との連携・棲み分け	21

第1章 整備基本計画策定の目的

1-1 これまでの経緯

広島城については、昭和63年4月に、史跡広島城跡を長い将来にわたって適切に保存し、かつ有効に活用するための基本的方針として、「史跡広島城跡保存管理計画」が策定された。

平成元年3月には、史跡広島城跡保存管理計画を踏まえ、その具体的展開を図るため、史跡広島城跡整備の基本的方向（方針）とその具体化について体系的に明らかにし、その整備を総合的かつ計画的に行うための指針として、「史跡広島城跡整備基本計画」が策定された。

また、隣接地について、令和元年5月に「サッカースタジアム建設の基本方針」が策定され、サッカースタジアム（以下「スタジアム」という。）の建設場所を中央公園広場とすることが決定し、球場跡地を含む中央公園全体を見据えた活用方策について具体的に検討を進められる状況となったことから、令和2年3月には「中央公園の今後の活用に係る基本方針」が策定された。

こうした流れの中で、今後、旧広島市民球場跡地のイベント広場が令和5年に、スタジアムが令和6年にそれぞれ開業を予定するなど、広島城を巡る環境や人の流れが大きく変化することが見込まれることから、中央公園の一角に位置する広島城の魅力向上を通じた都心空間のトライアングルの回遊性向上のための方策について検討を行い、広島城の今後の取組の基本的な指針として、令和2年5月に「広島城基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定した。

基本構想では、広島城全体と広島城を構成する各エリアの基本的な考え方（コンセプト）を示しながら、史跡広島城跡整備基本計画で示された方向性のうち取組が十分に行われていない事項や優先的に推進すべき事項を抽出するとともに、史跡広島城跡整備基本計画では詳細に示されていない事項（かつての三の丸のうち、史跡広島城跡の南西角に位置する部分（以下「三の丸」という。）の施設整備、最新技術の活用、ソフト面の取組等）に関する方向性を示している。

この中で、三の丸のエリアについては、飲食・物販施設等のにぎわい施設を整備し、「広島城への来訪者のおもてなし拠点」を目指すこととしており、具体的な施設整備計画（以下「三の丸整備基本計画」という。）を今後策定することを示している。

時期	内容
昭和63年4月	「史跡広島城跡保存管理計画」策定
平成元年3月	「史跡広島城跡整備基本計画」策定
平成6年	二の丸復元建物 ^{しめん} 竣工
令和元年5月	「サッカースタジアム建設の基本方針」策定
令和2年3月	「中央公園の今後の活用に係る基本方針」策定
令和2年5月	「広島城基本構想」策定

表1 これまでの経緯

1-2 整備基本計画の位置付け

三の丸整備基本計画は、基本構想を踏まえ、広島城三の丸について、新たな機能導入の方針並びに整備計画及び管理運営に係る基本的な条件を定めるものである。

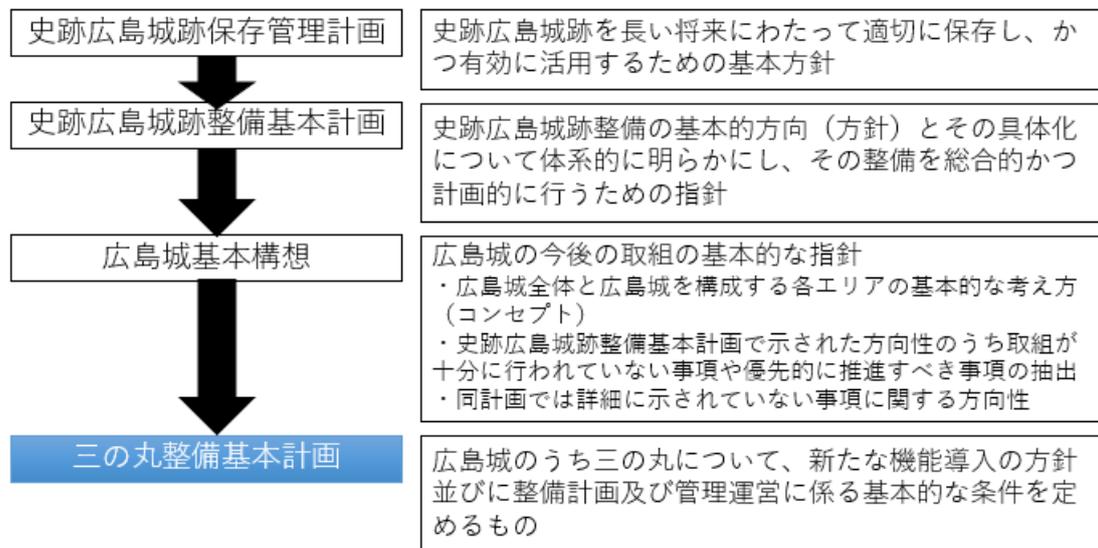


図1 三の丸整備基本計画の位置付け

第2章 計画地の概要

広島城は、中国山地に流れを發した太田川が、瀬戸内海へと流れ込む河口一帯に形成した三角州上に築かれている。この三角州地帯は、現在では太田川の6筋の分流によって5つの島状に分割されており、城域はその内の京橋川と旧太田川（本川）及び元安川とに挟まれた州の北寄りに位置している。

往時の広島城は、東西・南北ともにそれぞれ1km余りの広大な敷地面積を占めていたが、三角州という地勢特性からその城域内の地面の高低差はほとんどなく、いわゆる「平城」の形態をとっている。

本来の三の丸は、内堀と中堀に囲まれた凹型の範囲であり、江戸時代は、藩の施設や、重臣の屋敷などがあった。現在、計画地は中央公園の一部となっており、観光バス駐車場、噴水広場、遊覧船乗船場等として活用されている。

所在地	広島県広島市中区基町 中央公園の一部（国有地）	アクセス	【歩行アクセス】 北：祇園新道歩道 東：城南通り歩道、御門橋 南：地下道 西：地下道 【最寄りバス停等】 ・観光周遊バス「広島城（護國神社前）」、「ひろしま美術館前（市民病院前）」バス停 ・路線バス「合同庁舎前」バス停 ・路面電車「紙屋町西」、「紙屋町東」電停 ・アストラムライン「県庁前」駅 ・広島バスセンター
用途地域	第二種住居地域 （建蔽率 60%、容積率 200%）		
関係法令	・文化財保護法（周知の埋蔵文化財包蔵地） ・都市公園法（都市公園） ・国有財産法（国から広島市が無償貸与） ・景観法（景観計画重点地区） ほか	敷地面積	約 13,000 m ² （参考） 本丸・二の丸 約 113,000 m ² 中央バレーボール場 約 7,700 m ²

表2 計画地の概要

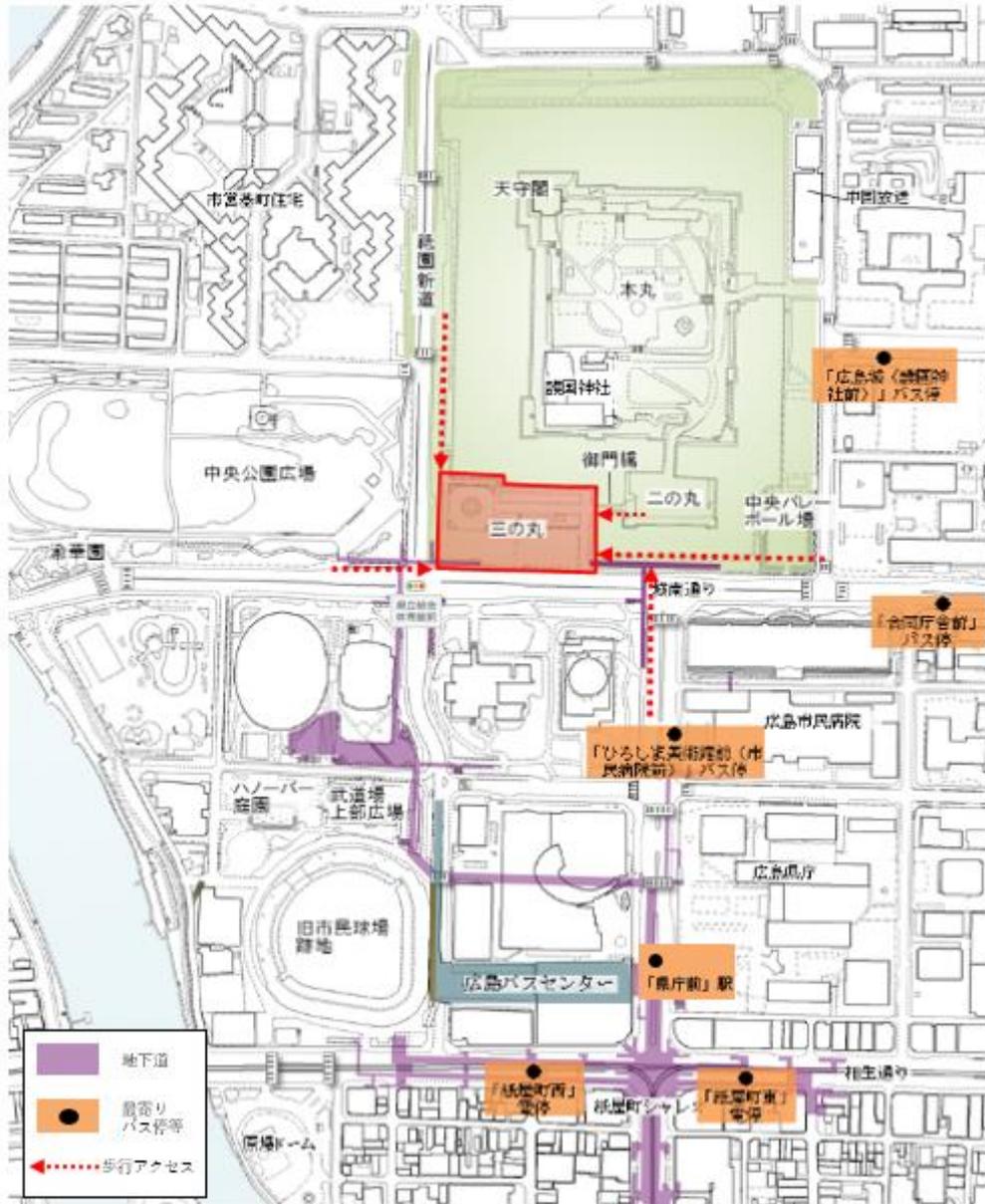


図2 三の丸への歩行アクセス

第3章 整備方針

3-1 基本構想における広島城全体・各エリアに関する基本的な考え方（コンセプト）

基本構想において、以下のとおり広島城全体や各エリアに関する基本的な考え方（コンセプト）を設定し、三の丸のコンセプトは「広島城への来訪者のおもてなし拠点」としている。

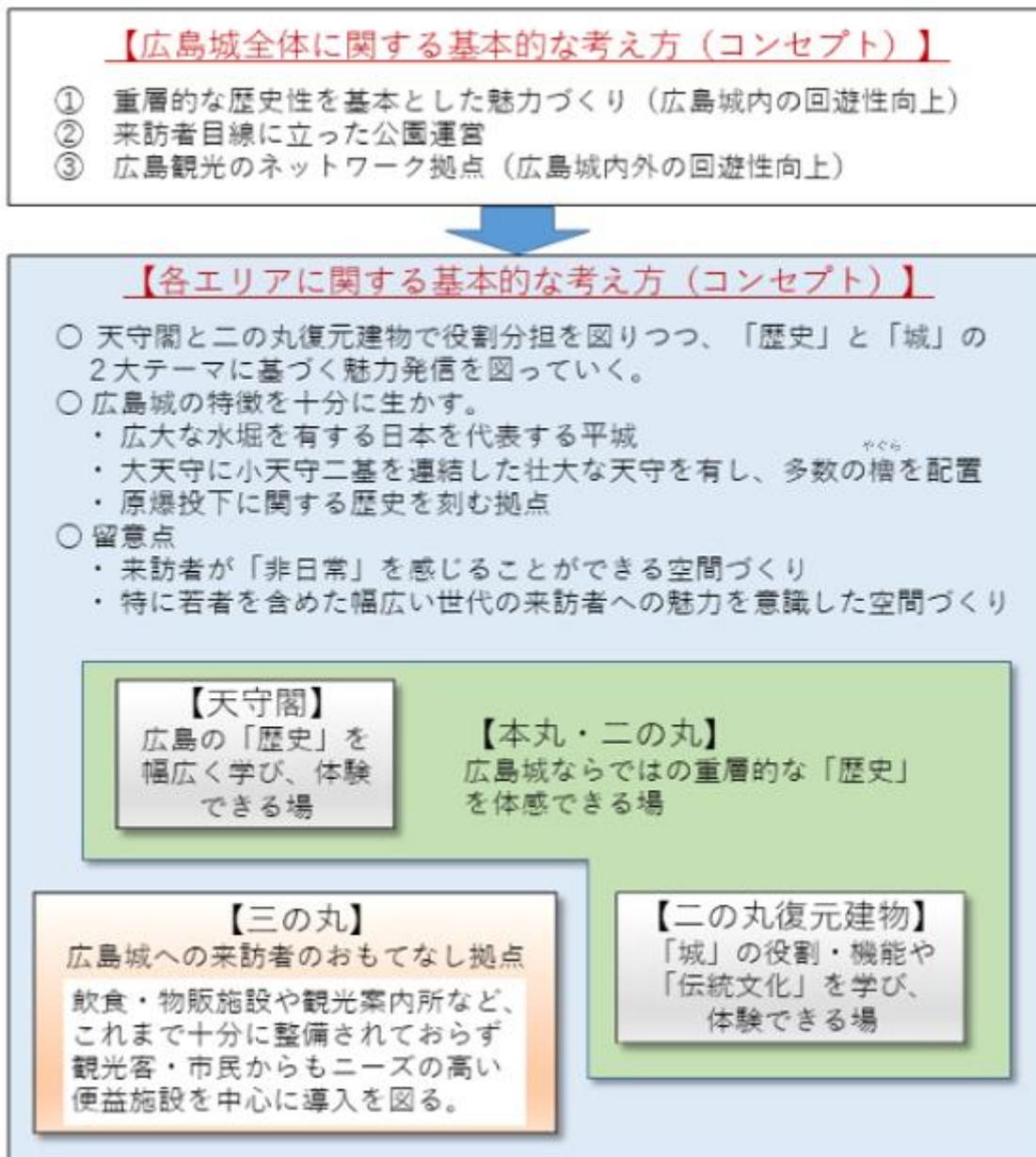


図3 広島城整備のコンセプト

3-2 基本構想策定後の検討状況の変化

基本構想では、前述のコンセプトを踏まえ、具体的に導入が想定される機能として、①飲食・物販施設、②イベント広場、③展示空間、④観光案内所、⑤バス乗降場を挙げていた。

その後実施した民間事業者へのヒアリング（サウンディング調査）では、基本構想で三の丸に具体的に導入する機能として挙げていたイベント広場について、イベントだけでなく来訪者の憩いの空間としての活用も含めて位置付けるべきとの意見が目立った。

また、耐震不適格な状態にあることが判明した天守閣の耐震対策の方向性等について議論を行ってきた「広島城のあり方に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）において、天守閣の木造復元を目指した本格的な調査検討を進めるとともに、三の丸の整備に当たっては、広島の歴史・文化の発信を継続的かつ発展的に行えるよう、充実した規模及び内容を備えた展示収蔵施設を併せて整備することが望ましいとの意見が出された。

3-3 導入機能

三の丸整備基本計画では、前述の基本構想策定後の検討状況の変化を踏まえ、イベント広場については、イベントだけでなく来訪者の憩いの空間としての活用なども想定した「多目的広場」として機能導入するとともに、展示空間については、充実した規模及び内容を備えた「展示収蔵施設」として機能導入する。

したがって、主な導入機能は以下のとおりとする。

①飲食・物販施設 ②多目的広場 ③展示収蔵施設 ④観光案内所 ⑤バス乗降場その他

第4章 施設整備計画

4-1 配置計画

基本構想では、ゾーニングのイメージ例は示していたものの、具体的なゾーニング等は今後検討予定としていた。

三の丸整備基本計画では、導入機能の配置に当たっての基本的な考え方を以下のとおり定める。

なお、具体的な施設配置については、三の丸整備事業者公募時における民間事業者からの提案に基づき決定する。

① 飲食・物販施設

建物の荷重による地下のアストラムラインへの影響の回避等に留意しながら、展示収蔵施設や飲食しながら憩うことができる多目的広場の付近に配置する。

② 多目的広場

地下のアストラムラインへの影響が少ないことから、アストラムラインの直上を含む三の丸西側に配置する。

③ 展示収蔵施設

現天守閣の展示収蔵機能の移設・拡充にも対応できる充実した規模及び内容を備えた施設とするため、建物の荷重による地下のアストラムラインへの影響が少ない位置に配置する。

④ 観光案内所

土地利用・施設管理の合理化・効率化を図るため、展示収蔵施設との合築とする。なお、観光バスの待合機能の導入を考慮し、展示収蔵施設の中でもバス乗降場から比較的近い位置に配置する。

⑤ バス乗降場その他

道路交通の円滑化の観点から、バス乗降場の出入口は、県立総合体育館前交差点から可能な限り離れた場所とし、現在の観光バス駐車場出入口付近を目安として配置する。

また、アストラムライン管理車両用駐車区画は、アストラムライン排気口の隣接地に配置する。

園路は、エリア内の各施設を効率的に連絡できる位置に配置するとともに、内堀の水辺を散策できる位置に配置する。

このほか、景観に配慮しつつ植栽や公衆トイレを配置する。

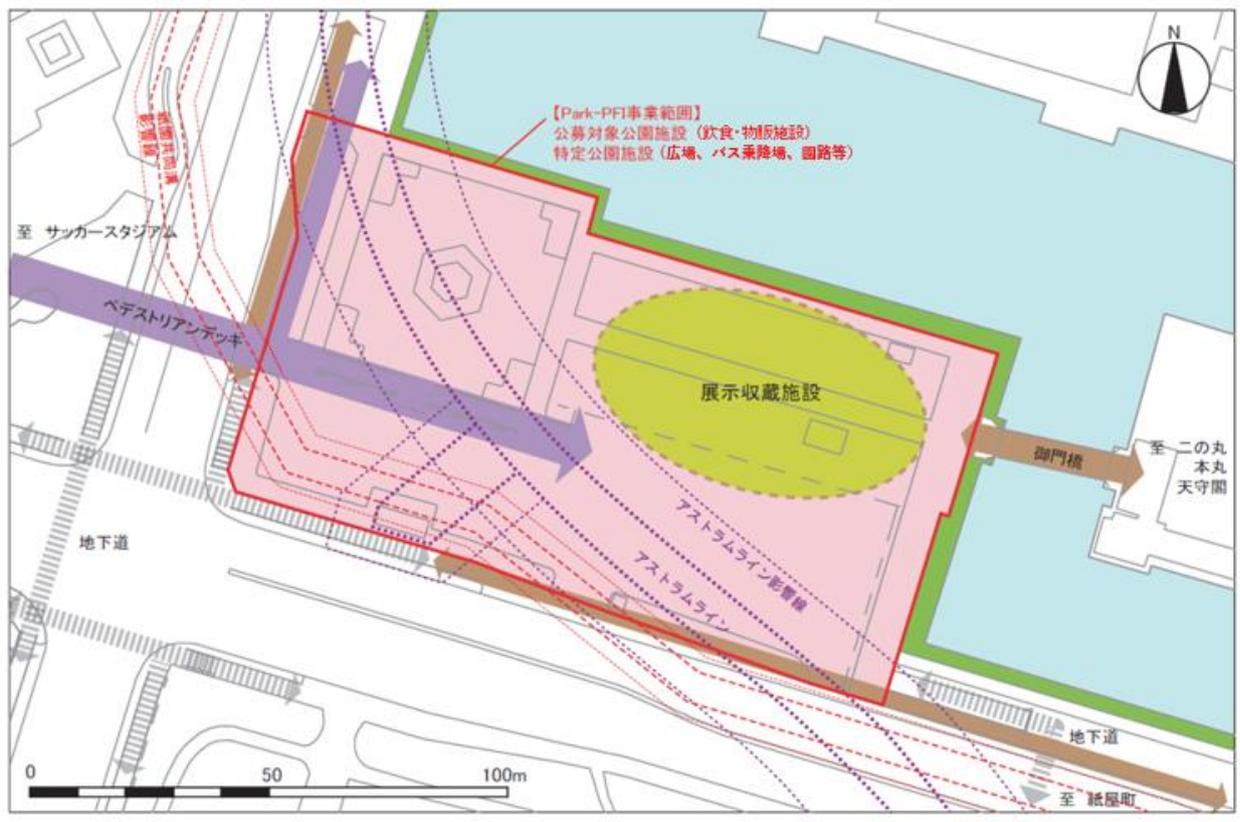


図4 ゾーニングのイメージ

- ※ アストラムラインや今後整備が予定されているペDESTリアンデッキの位置（図中の位置は仮置き）によって、施設配置に一定の制約がある。
- ※ 具体的な施設配置については、三の丸整備事業者公募時における民間事業者からの提案に基づき決定する。

(3) 埋蔵文化財

計画地は、文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地に当たるため、施設整備の際に、遺構の保存等を考慮した対応を検討する必要がある。

史跡広島城跡保存管理計画や史跡広島城跡整備基本計画では、三の丸について史跡への追加指定を検討することとされていることから、令和2年度に実施した三の丸の試掘調査の結果も踏まえつつ、追加指定の必要性の有無に関して、国及び本市文化財審議会と協議・調整を進めながら検討することとしている。

4-3 整備計画

4-3-1 飲食・物販施設

(1) 概要

広島ならではの「食」を味わうことのできるお店、ゆっくりくつろげるカフェなどの飲食施設や、観光客が楽しめるお土産物屋など、来訪者のニーズが特に高いと考えられる機能を導入する。

(2) 機能

- ・広島城（天守閣、堀、石垣等）の雰囲気に触れながら滞在できる飲食施設を設置する。
- ・内堀に面した飲食・物販施設は、水辺の雰囲気を感じられる形態とする。
- ・広島ブランド商品の取扱いや歴食を体験できる機能についても導入を図る。

(3) 規模

地下のアストラムラインへの影響を考慮し、屋台や仮設店舗等も含めた施設整備を想定しつつ、民間事業者が収益性を確保し、その収益の一部を活用した公園整備等を可能とするために必要な規模について、民間事業者からの提案に基づき決定する。



出典) 金シャチ横丁

図6 飲食・物販施設のイメージ（金シャチ横丁・名古屋市）

4-3-2 多目的広場

(1) 概要

基本構想では、広島文化として脈々と受け継がれてきた神楽をはじめとする催しを鑑賞したり、食事をとりながら憩い、くつろいだりすることができる空間づくりを検討することとしている。

三の丸整備基本計画では、イベントだけでなく日常的な来訪者の憩いの空間として活用することを明確に示すため、「多目的広場」として機能導入する。

(2) 機能

- ・神楽などの広島文化の歴史・文化・伝統を伝える催しを鑑賞できる来訪者のたまり空間を確保する。
- ・広島城（天守閣、堀、石垣等）を展望しながら食事や休息ができる空間を確保する。
- ・歴史的な景観と調和し、多目的な利用が可能なものとする。

(3) 規模

- ・仮設ステージの設置や、キッチンカー、屋台が出店するイベントなど、多目的な利用を想定し、民間事業者からの提案に基づき決定する。

4-3-3 展示収蔵施設

(1) 概要

基本構想では、広島城の目玉となる収蔵品などを展示・活用し、歴史を肌で感じてもらうことで、天守閣や二の丸復元建物に来訪者を誘導できるよう、天守閣や二の丸復元建物の展示構成等を踏まえつつ、空調等の展示環境にも配慮した展示空間とし、併せて、収蔵資料等を適切に保存管理するため、収蔵庫など必要な諸室の整備も検討することとしている。

三の丸整備基本計画では、木造復元された天守閣は原則として展示収蔵機能を有しないため代替機能を確保する必要があることや、現天守閣が抱える展示収蔵環境の課題を解決する必要があることなどの観点から、現天守閣の展示収蔵機能を三の丸に移設・拡充することを想定し、充実した規模及び内容を備えた「展示収蔵施設」として機能導入する。

(2) 機能・規模

- ・三の丸整備基本計画では、各導入機能を前述のとおり配置しており、展示収蔵施設は2階建又は3階建を想定している。
- ・具体的な機能・規模の詳細については、令和3年度に策定予定の広島城全体の展示基本計画において決定することとするが、下表の機能を中心に、現天守閣の機能・規模から拡充する方向で検討を進める。
- ・大型車両（4tトラック等）を用いた搬出入を可能とする搬出入口（雨天時対応可能とする。）及び公道から展示収蔵施設までのルートを整備する。
- ・展示収蔵施設には、土地利用・施設管理の合理化・効率化を図るため、観光案内所、公園管理事務所等を合築する。

区分	説明	現天守閣の面積(参考)
エントランスエリア	・三の丸展示収蔵施設、二の丸復元建物及び天守閣の3館の総合ガイダンスやインフォメーション機能の役割を担う。	—
展示エリア	・展示の充実を図るため、現行よりも展示面積を拡充。 ・自己所有の収蔵資料だけでなく、第三者が所有する貴重な収蔵資料を借用し展示を企画することも想定。	997 m ²
学習・交流エリア	・市民向け各種普及事業（講演会・講座）、生涯学習やボランティア等の学習・交流活動の場としての役割を担う。	—
収蔵エリア	・収蔵の充実を図るため、現行よりも収蔵面積を拡充。 ・自己所有の収蔵資料だけでなく、第三者が所有する貴重な収蔵資料を借用し展示を企画するため、収蔵環境に優れた特別収蔵庫も想定。	90 m ²
調査研究エリア	・展示開催・更新に伴う調査研究、準備、資料管理や作業スペースの役割を担う。	28 m ²
管理エリア	・広島城全体の管理事務所の役割を担う（現行の中央公園や広島城の管理事務所の面積を参考に、適切なスペースを確保）。	46 m ²
その他		198 m ²
合計		1,359 m ²

表3 展示収蔵施設の機能(例)



図7 展示収蔵施設のイメージ(松江歴史館・松江市)

4-3-4 観光案内所

(1) 概要

広島城の見どころや周辺の観光スポット等の情報をワンストップで入手できる観光案内所を設置する。

(2) 機能

- ・広島観光のネットワーク拠点として、広島城全体の情報、近隣観光地の情報等をワンストップで入手できる観光案内所とする。
- ・JNTO 認定外国人観光案内所の認定区分における「カテゴリー1（常駐でなくとも何らかの方法で英語対応可能。地域の案内を提供。）」を想定する。
- ・観光バスの待合機能や、観光ボランティアガイドの待機スペースを確保する。
- ・観光客向けにコインロッカーやレンタサイクル（シェアサイクル）の貸出拠点を設置する。

(3) 規模

- ・広島市内の観光案内所を参考に、必要な規模を確保する。



図8 観光案内所の外観イメージ（広島駅総合案内所）

4-3-5 バス乗降場その他

(1) 概要

三の丸へのアクセス改善及びにぎわい施設の利用者の利便性向上のため、バス乗降場、タクシー乗降場、一般車駐車場（附置義務駐車場）及びアストラムライン管理用車両駐車スペースを設置する。

このほか、園路や植栽、公衆トイレを配置する。

(2) 機能・規模

- ・バス乗降場は、3台程度が同時に停車し安全に乗降可能な規模を確保する。
- ・タクシー乗降場は、1台分確保する。
- ・展示収蔵施設等の利用者のための一般車駐車場は、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づき、展示収蔵施設等の規模を踏まえ算出した必要台数を確保する。
- ・アストラムライン管理用車両が24時間利用可能な駐車区画を1台分確保する。
- ・園路は、飲食・物販施設や多目的広場などエリア内の各施設を効率的に連絡できる位置に配置するとともに、内堀の水辺を散策できる位置に配置する。幅員については、「都市公園移動等円滑化基準」に基づき180cm以上を確保する。
- ・歴史的景観に調和する植栽や24時間利用可能な公衆トイレを設置する。

4-3-6 アクセス

(1) 概要

広島城へのアクセスの入口（表御門、裏御門の2か所）のうち、表御門は平和記念公園や紙屋町方面から地下道を通りアクセスする来訪者の多くが利用すると推定され、都心のトライアングルの回遊性の向上を図る上でも、表御門に至る地下道は重要なアクセスルートである。

しかしながら、現状では地下道の位置が分かりづらく、また暗いイメージが伴うなど、広島城への誘導性が弱い状況にあることから、案内表示の充実や地下道的美装化など、「中央公園の今後の活用に係る基本方針」に示された「回遊性・アクセス性の向上に関する取組」とも整合を図り、道路管理者と調整をしつつ改善を進める。

また、今後整備が予定されているペDESTリアンデッキを利用した新たなアクセスルートが構築されることを踏まえ、来訪者にとって魅力的な動線の形成に努める。

(2) 機能

- ・案内サインや路面への着色等により、平和記念公園、紙屋町方面からの広島城観光ルートを明確化する。
- ・地下道の特性をいかし、歴史的な観光地への導入空間にふさわしい景観形成を図る。

第5章 景観形成方針

5-1 景観形成の目標

景観形成の目標とする時代は、史跡広島城跡整備基本計画に、「時代的、性格的に異なる遺構を、江戸時代後期の城郭の形態を基準とする中で調和させながら保存・活用し、“歴史の拠点”として、広島を歴史を継承かつ、体験できる面的広がりと一体性を有した野外博物館的機能を発揮するよう整備する必要」があり、「歴史性を基本とした魅力づくりが重要となる」と述べられていることから、江戸時代後期とする。

また、かつての三の丸は、武家屋敷等が立ち並んでいたとされているが、飲食・物販などの機能によりにぎわいを創出することとなっていることから、商店が立ち並んだ城下町の街道筋をイメージすることとする。

なお、広島城の城下町の街道筋の景観イメージは、江戸時代後期である文化年間ごろの城下町の様子を描かれた「広島城下絵屏風」を参考とした。



出典) (公財) 広島市文化財団

図9 広島城下絵屏風 (広島城所蔵)



出典) 可部夢街道まちづくりの会

図10 江戸時代後期の建築物の例 (可部)

5-2 景観形成方針

建築物、屋外広告物、園路その他の施設の整備に当たっては、広島市景観計画の景観形成の方針等や広島市屋外広告物条例等に定める基準を遵守し、江戸時代後期の広島城城下町の街道筋をイメージした景観形成に努める。

一例として、建築物の高さは統一し、意匠や色彩等についても当時を意識したものを積極的に使用するとともに、歴史的な雰囲気を損ねる室外機等の設備や配線類は、周囲から容易に見えない場所へ設置するなどの配慮を行う。

また、舗装は自然素材をイメージさせるものとし、園路等の照明機器やサインについても、歴史的な景観と調和したものを採用するよう努める。

第6章 事業手法

6-1 整備・管理運営手法

施設整備及び管理運営に当たっては、中央公園の立地をいかした周辺施設（サッカースタジアム、旧市民球場跡地等）との相乗効果によるにぎわいの創出、更には市民サービスの向上、市の財政負担の軽減が重要な視点となる。

6-1-1 整備手法

展示収蔵施設（観光案内所等を合築）の整備に当たっては、従来の公共事業手法とする。

飲食・物販施設、多目的広場及びバス乗降場その他の整備に当たっては、市の財政負担の軽減や民間事業者の参画意向等を踏まえ、都市公園法に基づく「公募設置管理制度（Park-PFI）」等の手法を活用する。

事業手法	概要
公募設置管理制度 (Park-PFI)	<ul style="list-style-type: none">平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設（例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場等）の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。 ※都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理運営手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。事業期間は20年以内。（通常の設定管理許可制度は最長10年（更新可））

表4 民間施設の整備・管理運営手法の例

※ Park-PFI 制度を活用した公園整備イメージ



出典) 国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」

図 11 公募設置管理制度を活用した公園整備イメージ

(参考) 中央バレーボール場エリア

三の丸へのにぎわい施設等の整備を行うため、既存の観光バス駐車場については、中央バレーボール場エリアに移転することとし、移転先での駐車台数は、既存の駐車台数(60台※)を確保することを基本とする。また、有料化を前提として、指定管理者による長期包括的な維持管理・運営を行う。

※ 今後の検討過程において、駐車台数が変動する場合がある。

6-1-2 管理運営手法

広島城が有する価値や魅力の最大化を図りつつ、市民サービスの向上や市の財政負担の軽減等を併せて実現できるよう、広島城エリア全体で最適となる運営体制を構築することが重要である。こうした考えの下、広島城一帯の用地（本丸、二の丸、三の丸及び観光バス駐車場の移転整備先である中央バレーボール場）及び建物（天守閣、二の丸復元建物、三の丸展示収蔵施設）については、同一の事業者がこれら全体の指定管理業務を担うことを想定する。

なお、展示収蔵施設等において魅力的な展示の企画等を行うためには、専門的なノウハウが求められることから、こうした学芸業務について、別途運営事業者を選定し、両事業者の連携の下、一体的な魅力の創出を図る。

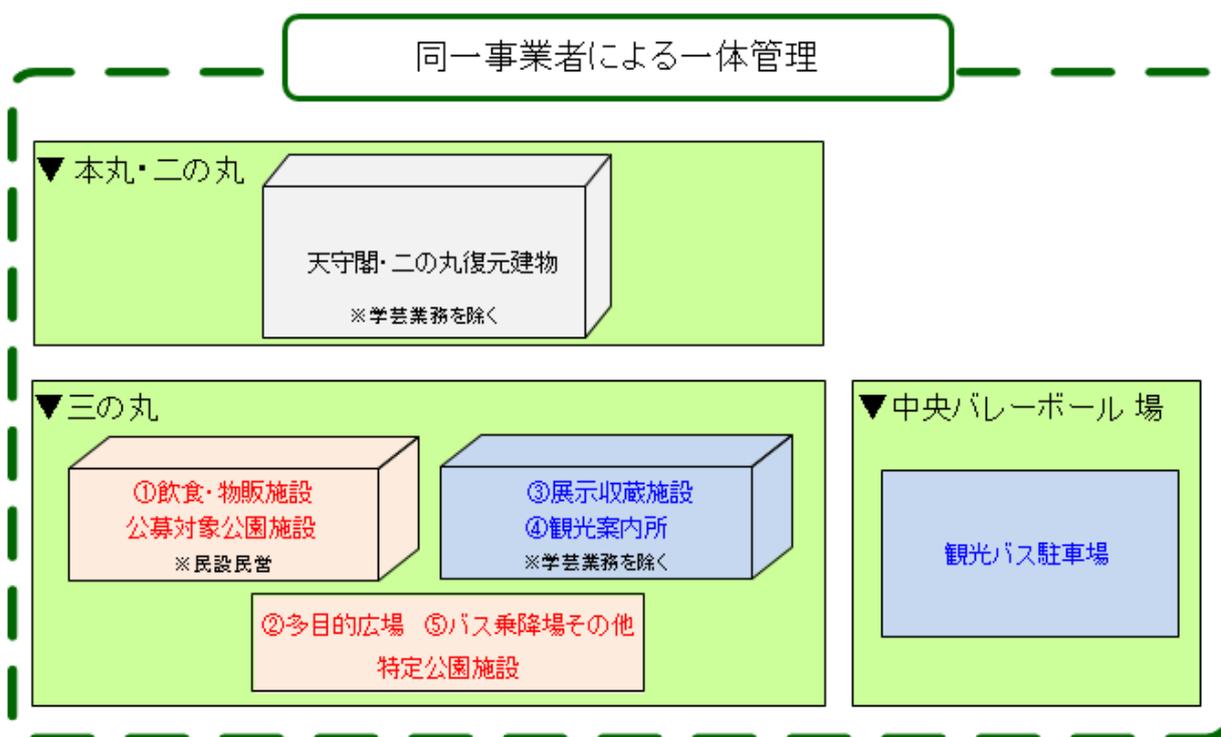


図 12 管理運営手法の考え方

事業手法	概要
指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く民間事業者等に<u>公の施設の管理</u>を代行させ、市民サービスの向上、経費の削減を図りながら、多様化する市民ニーズにより効率的・効果的に対応していくことを目的とした事業手法。 ・ 多くの公の施設に導入されており、主な特徴として、<u>公の施設の料金の設定及び直接収受、施設の使用許可を、指定管理者として指定した民間事業者</u>に委ねることが可能となる。

表 5 公共施設等の整備・管理運営手法の例

6-2 概算事業費

三の丸の施設整備に係る概算事業費（アストラムラインへの影響を考慮した対策工事、浄化槽等の撤去工事や民間事業者が整備する飲食・物販施設の整備工事等の費用は除く。）は、充実した規模及び内容を備えた展示収蔵機能を併せて整備することを踏まえ、現時点で約30～45億円（他都市の展示収蔵施設の整備事例における平均単価等を参考に、展示収蔵施設が2階建の場合は約30億円、3階建の場合は約45億円と試算。）を見込んでいる。

なお、概算事業費については、令和3年度に策定予定の広島城展示基本計画において施設整備規模等が明確になった段階で改めて算出する。

また、事業化に当たっては、国の補助金等の最大限の活用、民間活力の活用等により、財政負担の軽減を目指す。

維持管理・運営費については、広島城展示基本計画等の内容を踏まえ、指定管理者制度等の活用により、民間の経営ノウハウを最大限活用し、管理運営費の軽減が図れるような維持管理・運営形態の構築を目指す。

第7章 事業スケジュール

令和6年度の供用開始を目指す。ただし、展示収蔵施設については、広島城展示基本計画を策定後、設計・整備に時間を要することから、令和8年度の供用開始を目指す。

令和3年度	広島城展示基本計画の策定等
令和3年度～令和4年度	公募準備、事業者選定等
令和4年度～令和7年度	設計、対策工事・撤去工事、整備工事、開業準備等
令和6年度	供用開始（展示収蔵施設以外）
令和8年度	展示収蔵施設供用開始

(参考) 中央バレーボール場エリア

令和3年度～令和4年度	設計、整備工事等
令和5年度	観光バス駐車場供用開始

※ 上記スケジュールについては、広島城展示基本計画、埋蔵文化財調査結果等を踏まえ、見直しを行う可能性がある。

第8章 事業化に向けての課題

8-1 国有地の無償貸付契約の内容を踏まえた事業条件の検討

本事業対象地は、国有財産であり無償貸付を受けているため、事業条件の詳細化に当たっては、関係機関等との協議を踏まえ、民間収益施設及び中央バレーボール場エリア内に移転整備する観光バス駐車場の運営によって得られる収益（利用料金等）の一部を広島城三の丸施設等の管理運営費に還元する事業スキームの検討を行う。

8-2 関連事業（サッカースタジアム等整備事業、旧広島市民球場跡地整備等事業）との連携・棲み分け

関連事業においても、飲食施設及び飲食施設以外の多様なにぎわい施設を整備することとしており、本事業において誘導する民間収益施設については、関連事業における具体的な導入内容・用途を踏まえ、本事業の事業条件を検討する。